

生産緑地法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 生産緑地地区内における市町村長の許可等を要しない行為から、生産緑地法第八条第二項第一号ハ及

びニ並びに第二号に規定する施設の設置等に係る行為を除くものとする。 (第六条第三号関係)

第二 この政令は、令和七年五月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

第三 所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項関係)